議案第８３号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成２７年（２０１５年）５月２７日提出

宝塚市長　中　川　智　子

宝塚市は、次のとおり宝塚市立病院の医療行為による損害を賠償する。

１　賠償の理由

右鎖骨を骨折した相手方について、平成２４年４月１８日に担当医師が骨折箇所をワイヤーで固定する手術を行ったが、当該ワイヤーが正常な位置からずれていることを認めたため、同年５月１０日に新たにプレートで骨折箇所を固定する再手術を行ったところ、相手方の右腕神経叢（そう）を損傷し、相手方に障害が残存した。

この宝塚市立病院の医療行為による損害を賠償する。

２　賠償の金額

金２６，５９０，６７５円

３　賠償の相手方

[redacted]

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）